

保険診療と全額自己負担の境界が問題となるケース

	原則的に全額自己負担となる具体例	特定療養費で認められている項目
外国では広く使用されているが日本では未承認(あるいは適応外)の医薬品・医療用具	<ul style="list-style-type: none"> •外国では標準的だが日本では未承認(あるいは当該適応が承認されていない)の医薬品を使用する場合 •小児・妊産婦に対する医薬品の適応外使用(多くの医薬品は日本で小児・妊産婦の適応を有していないため厳密には保険適用外) •国内で未承認の輸入材料(整形外科における各種材料、心臓弁置換術における人工弁等)を使用する場合 	<ul style="list-style-type: none"> •医薬品・医療用具の治験における診療費の一部(投薬、注射、医療材料、検査など) •承認されてから保険適用されるまでの期間の薬剤費
専門医の間では有効性が認められているが一般化していない診療法	<ul style="list-style-type: none"> •数多くの検体検査(大手受託検査企業で実施されている検査項目の30-60%は保険適用外) •遺伝子検査 •限定された疾患以外の診断を目的とするPETの使用 	
科学的に有効性・安全性が立証されている予防医学的な治療	<ul style="list-style-type: none"> •患者(特に入院中の高齢者)に対するインフルエンザの予防注射 •結腸癌検診と同時にポリープ切除を実施する場合 •胃癌検診と同時に病理組織顕微鏡検査等を実施する場合 •高血圧症、慢性閉塞性肺疾患(COPD)等の患者に対する禁煙補助療法 •閉経後の女性に対する骨粗しょう症予防 	<ul style="list-style-type: none"> •齲蝕に罹患している患者の指導管理料:13歳未満へのフッ素塗布など(歯科)
保険で認められた回数(用量)等を越えて行う場合	<ul style="list-style-type: none"> •制限回数を超えた腫瘍マーカーの検査 •制限回数(2回まで)を超えたピロリ菌の除菌 •個数制限(2-3個)を超える自動縫合器・自動吻合器の使用 •喘息患者にステロイド吸入療法を量的制限を超えて実施する場合 	
QOLの向上等に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> •乳房切除後の再建術や外付けパッドの使用 •歯科矯正 •糖尿病等に起因する勃起障害の治療を通常の治療と同時に行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> •歯科材料差額:前歯の鑄造歯冠修復・歯冠継続歯のみ(歯科) •金属床総義歯(歯科)
患者アメニティの向上に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> •室料差額、予約診察料、時間外診察料、特別な待合室、セカンドオペニオン、他 	<ul style="list-style-type: none"> •室料差額、予約診察料、時間外診察料
政策的に決定されたもの	<ul style="list-style-type: none"> •紹介状のない患者が大規模病院を受診する場合の診察料 •長期入院における入院基本料 	<ul style="list-style-type: none"> •200床以上の病院の初診料・再診料 •入院期間180日以上入院費